

村上地区の申告受け付けを開催します

次のとおり、確定申告および市・県民税の申告受け付けをします。
 なお、受け付けできる内容が会場により異なりますので、ご注意ください。

○事前申告受け付け* 還付の申告に限り確定申告を受け付けます

とき(土日を除く)	ところ	時 間	受け付け内容
2月6日(月)～ 2月15日(水)	市役所本庁 4階大会議室	午前9時～11時30分 午後1時～4時	市・県民税申告および確定申告(還付)
2月7日(火)・8日(水)	岩船地域コミュニティ センター(岩船連絡所)		
2月9日(木)	上海府地域コミュニティ センター(上海府連絡所)		

○申告受け付け

とき(土日を除く)	ところ	時 間	地区指定※	受け付け内容
2月16日(木)～ 3月15日(水)	市役所本庁 4階大会議室	午前9時～11時30分 午後1時～4時	地区などの指定 はありません	市・県民税申告および確定申告
3月6日(月)	上海府地域コミュニティ センター(上海府連絡所)		上海府地区	
3月7日(火)	岩船地域コミュニティ センター(岩船連絡所)		岩 船 地 区	

※都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日にお越しください

※海府ふれあい広場は今回から申告受け付けを行いません

市役所で申告する場合の注意事項

◆青色申告の人、分離課税申告の人(土地や家屋、山林の譲渡、株式の売買)、先物取引、住宅ローン控除(初めて住宅ローン控除を受ける人、増改築をした人)は、税務署で申告をしてください。市役所(本庁・支所)では受け付けできません。

◆市のホームページからエクセルファイルをダウンロードして市・県民税の申告書を作成できます。作成した申告書は印刷して郵送又は市役所・支所の税務担当窓口へ提出してください。

◆源泉徴収票、各種証明書や収支内訳書の作成、医療費控除の集計などを確認し、当日、忘れないようお願いいたします。

医療費控除を受ける人は支払先ごとに領収書の合計額を計算し、事業収入(営業、農業)や不動産収入のある人は、あらかじめ事前資料を確認し、収支内訳書を作成してからお越しください。

事前資料が作成されていない場合は、会場で資料を作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。

※六斎市の日(2と7のつく日)と市議会の開催日は、市役所駐車場が大変混雑します。これらの日は、まちなか循環バスなど公共交通機関や相乗りで来庁されますようご協力をお願いいたします

●問い合わせ 税務課市民税係 ☎53-2111(内線221、222)